# さかえ保育園運営規程

2020年3月26日改正

（施設の名称等）

第１条　社会福祉法人若草福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　さかえ保育園

（２）所在地　　沖縄市山内４丁目１番41号

（施設の目的及び運営方針）

第２条　さかえ保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第３９条第１項の規定に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とする。

２　当園は、当園を利用する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　当園は、利用乳幼児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、沖縄市、地域の小学校ほか、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（提供する保育等の内容）

第３条　当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成２０年３月２８日厚生労働省告示１４１号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

（１）特定教育・保育（第６条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）

（２）延長保育事業

保育標準時間認定子どもについては、午後6時30分から午後7時まで、保育短時間認定子どもについては、午後5時から午後6時30分まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

（３）その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

（１）園長

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるた

め必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

（２）副園長

必要に応じ、副園長を配置し施設長を補佐させることができる。

（３）主任保育士

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

（４）保育士　２０名以内

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（５）調理員２名

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（６）看護師　１名

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

（７）事務員　１名

事務員、当園の事務を行う。

（８）その他

必要に応じ保育士、調理員の業務を補助する者、または臨時に前各号以外の職員を配置することができる。

（保育を提供する日）

第５条　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日及び６月２３日（慰霊の日）を除く。

（保育を提供する時間）

第６条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（１）保育標準時間認定に関する保育時間（１１時間）

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、上記保育時間以外の時間において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、18時30分から19時までの間に延長保育を提供する。

（２）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、上記保育時間以外の時間において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、16時30分から18時30分までの間に延長保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第７条　支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額（保育料）を当該市町村へ支払うものとする。
２　第１項に定めるもののほか、別表に掲げる便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

（利用定員）
第８条　当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１号各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。
（１）法第１９条第１項第２号の子ども（以下「２号認定子ども」という。）　35 人
（２）法第１９条第１項第３号の子ども（以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳以上の子ども　32 人
（３）３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　８人

（利用の開始に関する事項）
第９条　当園に入園するときは、沖縄市との利用調整を行わなければならない。

（利用の終了に関する事項）
第１０条　当園の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。
（１）「子ども・子育て支援法施行規則」第１条の規定に基づく事由に該当せず、市町村が利用を取消ししたとき。
（２）支給認定保護者から利用取消しの申出があったとき。
（３）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）
第１１条　当園は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
２　保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに沖縄市、利用乳幼児の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
３　保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）
第１４条　当園は、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画を作成する。
２　当園は、前項の計画に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体

制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。
３　当園は、第１項の計画に基づき、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
４　当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。
５　台風時の保育の提供については、別に定める基準により実施することができる。

（虐待の防止のための措置）
第１５条　当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
２　利用乳幼児以外の子どもに関して入手した情報等についても、関係機関との連携を蜜にし必要な連絡調整を積極的に行う。

（苦情対応）
第１６条　当園は、提供した保育に関する支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、第三者委員等苦情受付の窓口を設置するものとする。
２　前項の苦情を受け付けた場合には、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録するものとし、可能な範囲で積極的に公表する。

（記録の整備）
第１７条　当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。
（１）保育の実施にあたっての計画（５年間保存）
（２）提供した保育に係る提供記録（５年間保存）
（３）支給認定保護者に関する市への通知に係る記録（５年間保存）
（４）支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録（５年間保存）
（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（５年間保存）
（６）その他の記録についても、必要性を判断し別途定める方法により整備保存する。

（その他運営についての重要事項）
第 17 条　当園施設の内外において地域との連携を重視し、情報の交換、行事等の共催や協力など積極的に行い、地域自治会、児童施設等との協働による子育てを推進する。
附則
この規程は、平成２７年５月 28 日から施行する。
2020 年３月 26 日一部改正(第７条、別表追加)　2020 年４月１日から施行する。

別表１(第７条関係)

| 項　目 | 内容、負担を求める理由 | 金　額 |
|---|---|---|
| 給食費 | 保育料が徴収される３歳以上への給食の提供 | 月額<br>5,000 円 |
| 延長保育利用料 | 所定の保育時間を越えての保育の提供 | １回につき<br>150 円 |
| 保育教材費 | 2 歳以上の、クラス別に購入使用する教材の費用 | 月額<br>300 円 |